

## 大阪市告示第1065号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年8月10日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロピアモール北加賀屋店 新築工事

大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番5の一部

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社O I Cグループ 代表取締役 高木 勇輔

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ロピア 代表取締役 高木 勇輔

神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年3月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,020㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南側（駐車場①）	36台
3階（駐車場②）	75台

屋上（駐車場③）	97台
合計	208台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南側	113台 (うち原動機付自転車8台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物北西側（荷捌き施設①）	40㎡
建物南側（荷捌き施設②）	32㎡
合計	72㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物1階北西側 一般廃棄物保管施設 (廃棄物保管施設①)	24.5㎡
建物1階北西側 再生利用対象物保管施設 (廃棄物保管施設②)	16.0㎡
合計	40.5㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ロピア	午前9時00分	午後10時00分
未定		

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
駐車場①・②	午前 8 時30分から午後10時30分
駐車場③	午前 8 時30分から午後 9 時00分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
駐車場①・②・③	出入口 1 箇所（敷地西側）

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物北西側（荷捌き施設①）	午前 6 時00分から午後 9 時00分
建物南側（荷捌き施設②）	午前 6 時00分から午前 8 時30分

2 届出年月日

令和 5 年 7 月 28 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

② 住之江区役所協働まちづくり課

大阪市住之江区御崎三丁目 1 番17号 住之江区役所 4 階

(2) 期間

令和 5 年 8 月 10 日 (木) から令和 5 年 12 月 11 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年12月11日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)